

RI EQUIPMENTS

● RI 標識

- 材質〈1〉～〈11〉、〈13〉、〈15〉～〈25〉〈27〉〈28〉〈29〉〈32〉〈33〉〈34〉塩ビ製 〈12〉〈14〉軟質塩ビステッカー製
- 紫外線等により、RIマークの赤紫色が退色することがあります。

〈1〉 放射性同位元素を使用する室



L0101001

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号
- 設置場所
放射性同位元素を使用する室の出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈5〉 廃棄作業室



L0101005

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
廃棄作業室の出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈2〉 放射線発生装置を使用する室



L0101002

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号
- 設置場所
放射線発生装置を使用する室の出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈6〉 汚染検査室



L0101006

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号及び第14条の11第1項第10号
- 設置場所
汚染検査室の出入口又はその付近

寸法200×300mm

〈4〉 放射性同位元素等の詰替えをする室



L0101004

- 該当規定
施行規則第14条の8において準用する第14条の7第1項第9号
- 設置場所
放射性同位元素等の詰替えをする室の出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈7〉 貯蔵室



L0101007

- 該当規則
施行規則第14条の9第7号
- 設置場所
貯蔵室にあつてはその出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈8〉 貯蔵箱



L0101008

- 該当規則
施行規則第14条の9第7号
- 設置場所
貯蔵箱にあつてはその表面

寸法150×200mm

〈9〉 貯蔵容器



L0101009

- 該当規定
施行規則第14条の9第7号
- 設置場所
容器の表面

寸法150×200mm

〈10〉 廃棄容器



L0101010

- 該当規定
施行規則第14条の10において準用する第14条の9第7号
- 設置場所
容器の表面

寸法150×200mm

〈11〉 排水浄化槽



L0101011

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
排水浄化槽の表面又はその付近
(排水浄化槽が埋没している場合には、当該埋没箇所の真上又はその付近の地上)及び排水処理装置

寸法300×400mm

〈12〉 排水処理装置



L0101012

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
排水処理装置

寸法200×300mm

〈13〉 排水管



L0101013

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
地上に露出する排水管の部分の表面

寸法75×150mm

比1：2：1：4
TH-L0101051
(ステッカー)

〈14〉 排気口および排気浄化装置



L0101014

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
排気口又はその付近及び排気浄化装置

寸法200×300mm

〈15〉 排気管



L0101015

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
排気管の表面

寸法75×150mm

比1：2：1：4
TH-L0101052
(ステッカー)

<16> 保管廃棄設備



L0101016

- 該当規定
施行規則第14条の11第1項第10号
- 設置場所
保管廃棄設備の外部に通ずる部分又はその付近

寸法300×400mm

<21> 管理区域 (廃棄物貯蔵施設)



L0101021

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第1項第10号及び同条第3項第5号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<17> 管理区域 (使用施設)



L0101017

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第1項第10号及び同条第3項第5号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<22> 管理区域 (廃棄施設)



L0101022

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第1項第10号及び同条第3項第5号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<19> 管理区域 (廃棄物詰替施設)



L0101019

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第1項第10号及び同条第3項第5号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<23> 管理区域 (届出使用者の使用場所)



L0101023

- 該当規定
施行規則第15条第1項第13号及び第19条第4項第2号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<20> 管理区域 (貯蔵施設)



L0101020

- 該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号、第14条の9第7号、第14条の11第1項第10号及び同条第3項第5号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

<24> 管理区域 (届出使用者の廃棄の場所)

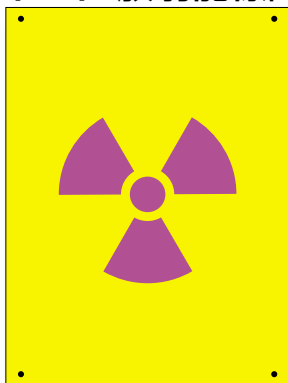


L0101024

- 該当規定
施行規則第15条第1項第13号及び第19条第4項第2号
- 設置場所
管理区域の境界に設けるさくその他の人がみだりに立ち入らないようにするための施設の出入口又はその付近

寸法300×400mm

〈25〉放射能標識



L0101032

寸法300×400mm



B型

L0103017

第2号様式(第2類黄標識)

●該当規定
運輸省告示第595号第4条第2項
第14条第2項
寸法100×100mm
(PPステッカー)

〈27〉X線標識(I型)



L0102001

寸法200×300mm



C型

L0103013

第3号様式(第3類黄標識)

●該当規定
運輸省告示第595号第4条第3項
第14条第3項 第16条第1項
寸法100×100mm
(紙ステッカー)

〈28〉X線標識(II型)



L0102003

寸法200×300mm



D型

L0103014

第5号様式(コンテナ標識)

●該当規定
運輸省告示第595号第6条第1項
寸法250×250mm
(ステッカー)

〈29〉運搬標識



A型

L0103016

第1号様式(第1類白標識)
●該当規定
運輸省告示第595号第4条第1項
第14条第1項
寸法100×100mm
(PPステッカー)

〈30〉車両標識



A型

L0103009

第7号様式(車両標識)

●該当規定
運輸省告示第595号第10条第1項
寸法250×250mm
(マグネット)



B型

L0103010

第7号様式(事業所内運搬標識)
●該当規定
科学技術庁告示第10号第6条第1項
寸法150×150mm

(マグネット)

〈32〉 管理区域 (使用・貯蔵・廃棄施設)



L0101033

寸法300×400mm

〈33〉 管理区域 (使用・貯蔵施設)



L0101034

寸法300×400mm

〈34〉 排水設備



L0101035

寸法300×400mm

L0101036(ステッカー)

〈35〉 放射化物保管設備



L0101025

●該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号
●設置場所
放射化物保管設備の外部に通ず
る部分又はその付近

寸法300×400mm

〈36〉 放射化物容器



L0101026

●該当規定
施行規則第14条の7第1項第9号
●設置場所
容器の表面

寸法150×200mm

L0101053 (ステッカータイプ)

寸法150×200mm

〈37〉 管理区域 (放射線発生装置使用場所)



L0101027

●該当規定
施行規則第15条第1項第13号
●設置場所
管理区域の境界に設けるさくそ
他の人がみだりに立ち入らな
いようにするための施設の出入
口又はその付近

寸法300×400mm

施設別標識対応表

1. 許可使用者

施設区分		非密封	密封	発生装置	
使用施設	管理区域	17			
	使用室	1		2	
	汚染検査室	6	-	-	
貯蔵施設	管理区域	20		-	
	貯蔵室	7		-	
	貯蔵箱	8		-	
	貯蔵容器	9		-	
廃棄施設	管理区域	22		-	
	排水設備	浄水浄化槽	11	-	-
		排液処理装置	12	-	-
		排水管	13	-	-
	排気設備	排気口および排気浄化装置	14	-	-
		排気管	15	-	-
	保管廃棄設備	保管廃棄設備	16		-
保管廃棄容器		10		-	
廃棄作業室		5	-	-	
汚染検査室		6	-	-	
使用施設兼貯蔵施設	管理区域	32	-	-	
使用施設兼貯蔵施設	管理区域	33	-	-	

2. 届出使用者

施設区分		
使用場所	管理区域	23
	管理区域	20
貯蔵施設	貯蔵室	7
	貯蔵箱	8
	貯蔵容器	9
廃棄場所	管理区域	24
	廃棄物容器	10

3. 廃棄業者

施設区分			
廃棄物詰替施設	管理区域	19	
	放射性廃棄物詰替室	4	
	汚染検査室	6	
廃棄物貯蔵施設	管理区域	21	
	貯蔵室	7	
	貯蔵箱	8	
	廃棄物貯蔵容器	10	
廃棄施設	管理区域	22	
	排水設備	排水浄化槽	11
		排水管	13
		排液処理装置	12
	排気設備	排気口及び排気浄化装置	14
		排気管	15
	保管廃棄設備	保管廃棄設備	16
保管廃棄容器		10	
廃棄作業室		5	
汚染検査室		6	

特注品の例

MR室入室の方へ




MR室内
高周波使用

MR室内は強い磁場になっています
安全のためつぎのことをお守りください

注意

入室禁止



ペースメーカ装着者

医師の許可なく入室禁止



体内に磁性金属のある人

持ち込み禁止



金属性装身具



鉄製小物



鉄製移送用機器・鉄製補助用具



鉄製容器



精密機器・電子機器*



磁気記録媒体*



鉄製工具・鉄製掃除用具



鉄製運搬機器

* 撮影により故障、またはデータが消失されるおそれがあります。 * 撮影とは撮影機本体製のもののみを代表しています。 JESRA X-02





BIOHAZARD



作業職員以外立入り禁止

実験室名	
取扱い病原体名	
危険度	
危害防止責任者	
緊急時連絡先	

危険度の高い病原体を扱う指定実験室の入口にはそこで取り扱う病原体等の名称、危険度、および危険防止主任者名を記載した国際バイオハザード標識を標示しなければならない。(国立予防衛生研究所病原体等安全管理規定による)
又、施設内外のドアにはすべて万国共通のバイオハザード標識を付ける様になっております。

レーザーアイ

レーザーハンド

レーザーやそれを使った装置には、規則に定められた上記の様な図案のラベルから貼られています。
注意票の大きさ
マークは基版(250×125、125×125)、および縮小版(1/2、1/4、1/8の4種類があります。)

■注意事項標識

患者さんへ (受診者のみなさんへ)

1. 指示があるまで入らないでください。
2. 妊娠している可能性のある方は、お申し出ください。
3. 撮影室の機械、器具にはふれないでください。
4. 介助等で撮影室に入る場合は、係員の指示に従ってください。
5. わからないことは係員におたずねください。

■注意事項標識

注 意 事 項

この施設では、研究所長の承認のもとに放射線作業従事者として登録された者以外はRI実験に携わることはできません。従事者は、管理区域へ入室より退室の間、下記の事項を必ず守って下さい。

1. 管理区域内で飲食、喫煙、化粧を行わないこと。
2. RI実験専用の作業衣、作業靴、その他の保護具を着用し、それらを着用したまま管理区域の外へみだりに出ないこと。
3. 管理区域内の物品を管理区域の外にみだりに持ち出さないこと。なお、RIは管理区域の外には持ち出せません。
4. 危険時、および放射線汚染の生じたおそれのある場合は、適切な処理を行なった上、速やかに放射線取扱主任者に連絡すること。
5. 放射線障害を防止するための放射線取扱主任者、管理責任者、安全管理等の指示に従うこと。
6. その他、放射線障害予防規程に遵守すること。

〈入室時〉

1. 定められた出入口から入り、必ず入室用カードリーダーでカードを読み取らせること。
2. 所定の作業衣に着替えること。
3. 放射線測定器（ガラスバッジ等）を指定された位置に着用すること。
4. 所定のスリッパにはきかえること。
5. 排気設備が稼働しているかどうか必ず確認すること。
6. 不要な物品を持ち込まないこと。

〈退室時〉

1. 手、指等をよく洗うこと。
2. ハンドフットクロスモニタで汚染のないことを確認し、退室用カードリーダーで読み取らせること。もし、汚染が発見されたら、放射線取扱主任者に連絡するとともに、直ちに汚染除去のための措置を講ずること。
3. スリッパをはきかえること。
4. ガラスバッジを所定の場所に戻すこと。
5. 衣類を着替えること。
6. 管理区域から物品を持ち出す場合は、その物品に汚染のないことを必ず確認し、所定の帳簿に記帳すること。

以上

放射線取扱主任者

注 意 事 項

1. 放射性同位元素は所定の容器に入れ、所定の貯蔵室に貯蔵すること。
2. 貯蔵室には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
3. 放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造のものを用い、内容物がこぼれないようにして保管すること。
4. 容器は、必ず受け皿を下に敷いて保管すること。
5. 容器には、化合物名・現有量・保管年月日・保管者名を記入すること。
6. 放射性同位元素を出し入れする場合は、安全かつ速やかに行い、無用な被ばくを防止すること。
7. 貯蔵庫は必ず施錠すること。

以上

放射線取扱主任者

注 意 事 項

1. 放射性同位元素の使用は、作業室において行うこと。
2. 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
3. 専用手袋を使用すること。
4. 吸引材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
5. 放射線被ばくを最小限に抑えるために次のことに留意すること。
 - ①しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - ②線源との間にできる限りの距離をとること。
 - ③放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
6. 使用済RIは、廃棄物保管室に保管廃棄すること。
7. 廃棄物は、可燃性、難燃物（ポリビン・ゴム手袋）、不燃性（金属・塩ビ・ガラス・セトもの類）、液体（無機液体・有機液体）に分けて、所定の廃棄物容器に保管廃棄すること。
8. 作業終了後は、後片付けを行い、電気、水道の確認を忘れずに行うこと。
9. RI取扱上不明な点は、必ず放射線取扱主任者または放射線取扱責任者に連絡の上、指示に従うこと。
10. 事故、または異常を認めた時は、放射線取扱主任者に連絡すること。

以上

放射線取扱主任者

株式会社 千代田テクノル

■ 本社 / 〒113-8681 東京都文京区湯島1-7-12 千代田御茶の水ビル ☎03-3816-5241(代) FAX.03-5684-4870

●商品に関するお問い合わせ先: ctc-master@c-technol.co.jp ホームページURL <<http://www.c-technol.co.jp/>>

※改良のため仕様は予告なく変更する場合があります。